秋田県ICT活用モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注するICT活用モデル工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ICT活用モデル工事 次号から第6号までに掲げる全ての作業を行う建設工事をいう。
 - (2) 3次元起工測量 次に掲げる起工測量をいう。
 - ① 空中写真測量 (無人航空機) を用いた起工測量
 - ② レーザースキャナーを用いた起工測量
 - ③ ①又は②に掲げるもののほか、3次元計測技術を用いた起工測量
 - (3) 3次元設計データの作成 3次元起工測量により得られたデータを用いて、第5号の①から ③までの出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。
 - (4) ICT建設機械による施工 3次元設計データを用いて、次に掲げるICT建設機械により施工することをいう。
 - ① 3次元マシンコントロール (ブルドーザ)
 - ② 3次元マシンコントロール (バックホウ)
 - ③ 3次元マシンガイダンス (ブルドーザ)
 - ④ 3次元マシンガイダンス (バックホウ)
 - ⑤ 3次元マシンコントロール (モータグレーダ)
 - (5) 3次元出来形管理等による施工管理 工事完成物に対して行う、次に掲げる施工管理をいう。
 - ① 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理
 - ② レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - ③ その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
 - ④ TS・GNSSによる締固め回数の管理
 - (6) 3次元データの納品 第2号から前号までに掲げる作業により得られた3次元データをディー・ブイ・ディーその他の電子媒体に複写したものを工事完成書類として納品することをいう。

(ICT活用モデル工事の実施)

- 第3条 ICT活用モデル工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。
 - (1) 発注者指定型

発注者指定型とは、ICT活用モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、 秋田県建設工事入札制度実施要綱(昭和62年4月22日付け監—134)に定める入札審 査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。

(2) 受注者希望型

受注者希望型とは、ICT活用モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対してICT活用の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。

(ICT活用モデル工事の対象工種)

- 第4条 ICT活用モデル工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。
 - (1) 土工においては、次の要件を満たすものとする。
 - ①次に掲げる設計書の工事工種体系に該当する建設工事であること。
 - イ) 河川土工又は海岸土工の掘削工、盛土工又は法面整形工

- ロ) 道路十工の掘削工、路体盛十工、路床盛十工又は法面整形工
- ②発注者指定型により実施する場合は、土工量(総移動土量)が1,0000立米以上となる建設工事であることとし、受注者希望型の場合は、規模は問わないものとする。
- (2) 舗装工においては、次の要件を満たすものとする。
 - ①次に掲げる設計書の工事工種体系に該当する建設工事であること。
 - イ)舗装工又は付帯道路工のアスファルト舗装工、半たわみ舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、又はグースアスファルト舗装工とし、不陸整正及び路盤工は含むものとする
 - ②発注者指定型により実施する場合は、舗装面積が3,000平米以上となる建設工事であることとし、受注者希望型の場合は、規模は問わないものとする。

(関係基準類)

- 第5条 発注者及び受注者は、ICT活用モデル工事を実施するに当たっては、次に掲げる基準類を 準用又は参考とすること。
 - (1) 国土交通省その他の機関が定めた基準類
 - (2) 発注者が指定する基準類

(工事成績評定)

第6条 発注者は、ICT活用モデル工事を完成させた受注者に係る工事成績評定(創意工夫)に4 点の加点を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ICT活用モデル工事に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年6月1日技管-207)

1 この要綱は、平成30年6月18日から施行する。